



山形県公報

平成15年11月7日(金)
第1490号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 児童家庭課 ) ...1259

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を  
改正する規程..... ( 農政企画課 ) ...1260

土地改良区の役員の退任の届出..... ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... 同

土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...1261

県営土地改良事業計画の変更..... ( 同 ) ... 同

市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... ( 都市計画課 ) ...1262

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... ( 同 ) ... 同

同 ..... ( 同 ) ... 同

開発行為に関する工事の完了..... ( 村山総合支庁建築課 ) ... 同

同 ..... ( 同 ) ...1263

道路の区域の変更..... ( 最上総合支庁建設総務課 ) ... 同

同 ..... ( 同 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ...1264

道路の区域の変更..... ( 置賜総合支庁建設総務課 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

県道の供用の廃止..... ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同

道路の区域の変更..... ( 同 ) ...1265

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... ( 最上総合支庁企画振興課 ) ... 同

一般競争入札の公告..... ( 産業技術短期大学校 ) ... 同

## 告 示

山形県告示第1005号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年10月10日から適用する。
- 平成15年10月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1006号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率0.95パーセント」を「年利率0.65パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.10パーセント」を「年利率0.80パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.25パーセント」を「年利率0.95パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.00パーセント」を「年利率0.70パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.25パーセント」を「年利率0.95パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の第2条の規定は、平成15年7月4日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1007号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 阿 部 孝 太 郎 | 西村山郡西川町大字吉川379 |
| 同        | 後 藤 幸 祐   | 同 1117         |
| 同        | 前 田 義 昭   | 同 大字大井沢677     |
| 同        | 志 田 国 昭   | 同 1506         |
| 同        | 菅 野 勲 夫   | 同 大字陸合丙203     |
| 同        | 高 橋 良 一   | 同 大字吉川947      |
| 同        | 工 藤 五 佐 雄 | 同 2341         |
| 同        | 洪 谷 長 三   | 同 大字大井沢2760    |
| 同        | 松 田 莊 一 郎 | 同 大字吉川130 - 1  |
| 同        | 設 楽 勝 義   | 同 大字陸合丙236     |
| 監 事      | 伊 藤 伝 雄   | 同 大字吉川946 - 1  |
| 同        | 伊 藤 幸 二 郎 | 同 953          |
| 同        | 飯 島 秋 雄   | 同 大字陸合丙64      |

|   |       |   |           |
|---|-------|---|-----------|
| 同 | 志 田 昇 | 同 | 大字大井沢1010 |
|---|-------|---|-----------|

山形県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 孝 太 郎 | 西村山郡西川町大字吉川379  |
| 同        | 志 田 国 昭   | 同 大字大井沢1506     |
| 同        | 渋 谷 長 三   | 同 2760          |
| 同        | 飯 島 秋 雄   | 同 大字陸合丙64       |
| 同        | 松 田 政 男   | 同 大字吉川121 - 3   |
| 同        | 設 楽 則 夫   | 同 大字陸合丙272 - 1  |
| 同        | 渋 谷 昭 雄   | 同 大字吉川1188 - 乙  |
| 同        | 工 藤 正 章   | 同 1123          |
| 同        | 高 橋 啓     | 同 908           |
| 同        | 前 田 郁 男   | 同 大字大井沢659 - 3  |
| 監 事      | 伊 藤 秀 一   | 寒河江市大字清助新田22    |
| 同        | 志 田 信 一 郎 | 西村山郡西川町大字大井沢905 |
| 同        | 荒 木 藤 雄   | 同 大字吉川589       |
| 同        | 設 楽 光 利   | 同 大字陸合丙189      |

山形県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（本沢地区水田農業経営確立排水対策特別）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（本沢地区水田農業経営確立排水対策特別）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成15年11月12日から同年12月11日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1010号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 寒河江都市計画地区計画
- (2) 名称 東部地区地区計画

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第1011号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高橋和雄

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 寒河江都市計画道路
- (2) 名称 3・4・2号落衣島線、3・5・3号栄町住吉町線、3・4・12号下釜山岸線、7・5・1号高田小沼線、7・6・2号新山五反線、7・5・3号工業団地環状線及び7・5・6号本町駅前線

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第1012号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高橋和雄

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 寒河江都市計画土地区画整理事業
- (2) 名称 寒河江市木の下土地区画整理事業

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第1013号

次の開発行為は、完了した。

平成15年11月7日

山形県知事 高橋和雄

## 1 許可番号

平成15年8月19日 指令村総建第5012号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字金沢字朴302 - 5

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市小白川町五丁目24番31 - 201号 東北電力アパート  
森谷 和浩

## 山形県告示第1014号

次の開発行為は、完了した。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年8月19日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上山市久保手字久保手3897 - 1、4072 - 4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市美咲町一丁目5番8 - 3号  
高橋 清太郎

## 山形県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字土合1588番1から<br>同 3338番2まで |   | 旧    | 60.8メートル<br>と<br>22.4 | メートル<br>301 |
| 同                                   | 上 | 新    | 72.3メートル<br>と<br>32.0 | 同上          |

## 山形県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|-----------------------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 最上郡大蔵村大字合海字大黒岩1928番1から<br>新庄市大字本合海字臼ヶ沢862番8まで |   | 旧    | 25.7メートル<br>と<br>5.9 | メートル<br>272 |
| 同                                             | 上 | 新    | 55.0メートル<br>と<br>7.2 | 同上          |

## 山形県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字合海字大黒岩1928番1から  
新庄市大字本合海字白ヶ沢862番8まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月7日

## 山形県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字泉岡字明神崎203番から<br>同 大字高畠字大在家114番9まで | 旧    | 25.2メートル<br>↓<br>6.8  | メートル<br>663 |
| 同 上                                        | 新    | 37.0メートル<br>↓<br>16.0 | メートル<br>732 |

## 山形県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字泉岡字明神崎203番から  
同 大字高畠字大在家114番9まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月7日

## 山形県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日まで縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 湯田川大山線
- 2 供用廃止の区間 鶴岡市大字山田字油田97番から  
同 127番6まで
- 3 供用廃止の期日 平成15年11月7日

## 山形県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月7日から同年11月20日までに縦覧に供する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|----------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 東田川郡羽黒町大字手向字院主南1番11から<br>同 字羽黒山33番31まで | 旧    | 70.0メートル<br>と<br>5.0  | メートル<br>2,185 |
| 同 上                                    | 新    | 70.0メートル<br>と<br>5.0  | 同 上           |
| 同 上                                    |      | 76.6メートル<br>と<br>14.2 | メートル<br>3,020 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 バイオマスもがみの会
  - (2) 代表者の氏名  
井上 洋一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県新庄市沖の町10 - 18
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、最上地域のバイオマス活動団体及び個人に対して、バイオマス関連活動に関する事業を行い、環境保全等を通じて地域の発展に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校会議室（2階）
  - (2) 日 時 平成15年12月12日（金） 午前11時
- 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステムの賃貸サービス一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成16年3月1日から平成21年2月28日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
  - (2) 当該賃貸物品又はこれに相当する規模のCAD・CAM・CAEシステムを納入した実績を証明できること。
  - (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校総務企画課 電話番号023(643)8431
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年11月28日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease service of a CAD・CAM System for Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology: 1 set
  - (2) Time limit for tender: 11:00 AM. December 12, 2003
  - (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2473 Japan TEL023-643-8431